

長崎県公立大学法人寄附金等取扱規程

〔平成17年4月1日〕
規 程 第 2 5 号

改正 平成22年3月16日規程第9号

改正 平成25年12月6日規程第31号

改正 令和3年12月6日規程第95号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県公立大学法人会計規則（平成17年規則第7号。以下「会計規則」という。）第48条の規定に基づき、長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）における金銭、不動産等、物品及び図書等の寄附の受入れに関する取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 金銭 現金、預金及び有価証券
- (2) 現金 通貨のほか、小切手その他随時に通貨と引き換えることができる証書
- (3) 預金 当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託
- (4) 寄附金等 寄附金及び助成金等
- (5) 寄附金 金銭による寄附
- (6) 助成金等 研究助成財団等（以下「財団等」という。）の助成金等
- (7) 有価証券 会計規則第2条第5号に定める有価証券及び銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券、株式会社が発行する債券及びその他の債権で理事長が特に確実と認めるもの
- (8) 物品 長崎県公立大学法人物品管理規程（平成17年規程第21号。以下「物品管理規程」という。）第2条第1項に規定する物品
- (9) 不動産等 長崎県公立大学法人不動産等管理規程（平成17年規程第20号。以下「不動産等管理規程」という。）第2条第1項に規定する不動産等

一部改正 [平成25年規程第31号]

第2章 寄附の受入れ

(寄附の申込み及び届出)

第3条 寄附の申込みは、寄附申込書（様式第1号）によるものとする。

2 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、寄附の申込みがあった場合には、寄附申込届出書（様式第2号）により速やかに理事長に届け出なければならない。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(受入れの決定)

第4条 寄附の受入れの決定は、理事長が行う。

(受入れの通知)

第5条 理事長は、前条の規定により寄附の受入れを決定した場合は、寄附受入通知書（様式第3号）により寄附申込者（以下「寄附者」という。）に通知するものとする。

一部改正 [平成25年規程第31号]

（寄附の受入れ）

第6条 寄附金については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。

- (1) 学術研究に要する経費にあてることを目的とする場合
 - (2) 図書、機械、器具及び標本等の購入費にあてることを目的とする場合
 - (3) 学生に貸与又は給与する学資にあてることを目的とする場合
 - (4) 前各号に規定するもののほか教育研究の奨励を目的とする場合及びその他理事長が特に認める場合
- 2 不動産等、物品又は図書による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。
- (1) 教育を目的として学生に使用させる場合
 - (2) 学術研究の用途に供することを目的とする場合
 - (3) 前2号に規定するもののほか教育研究の奨励を目的とする場合及びその他理事長が特に認める場合
- 3 役職員が前2項に規定する寄附を受けたときは、すみやかに当該金銭、不動産等、物品又は図書を法人に寄附しなければならない。

一部改正 [平成25年規程第31号]

（受入れの制限）

第7条 前条第1項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する条件が付されている寄附金は、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
 - (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 寄附金による研究の成果を寄附者に報告（簡易と認められるものを除く。）すること。
 - (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
 - (5) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
 - (6) 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
 - (7) その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件
- 2 前条第2項に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当する条件が付されている不動産等、物品又は図書による寄附は、受け入れることができない。
- (1) 寄附された不動産等、物品又は図書を無償で寄附者に貸与又は使用させること。
 - (2) 寄附された不動産等、物品又は図書による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を無償で寄附者に譲渡し、又は使用させること。
 - (3) 寄附された不動産等、物品又は図書の処分について寄附者の承諾を得ること。
 - (4) 寄附申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - (5) 寄附を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
 - (6) その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件

一部改正 [平成25年規程第31号]

（寄附の用途）

第8条 寄附の用途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が用途を特定していない

場合にあつては、理事長が当該寄附の用途を特定するものとする。

- 2 理事長は、寄附が当該用途に使用できないこととなった場合においては、寄附者に意向を確認のうえ、その用途を変更することができる。

(助成金等の取り扱い)

第9条 役職員が、次の各号のいずれかに該当する助成金等を受けることが決定した場合は、当該役職員又は財団等は、当該助成金等を法人へ寄附しなければならない。

- (1) 当該役職員の職務上の教育研究を助成しようとするもの
 - (2) 法人の施設、設備等を使用した教育研究を実施するための経費に充てようとするもの
- 2 前項の寄附を行う場合は、役職員又は財団等は寄附申込書(様式第1号)により寄附を申し込まなければならない。
 - 3 第7条第1項第3号の規定に関わらず、当該助成金等による研究の成果を財団等に報告することが条件として付されている助成金等については、これを受け入れることができる。

追加 [平成25年規程第31号]

(現金以外の寄附金等)

第10条 寄附金等については、現金によるものとする。ただし、寄附者が特に希望する場合は、現金以外の金銭によることができる。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(現金以外の寄附金等の換金)

第11条 長崎県公立大学法人会計事務取扱規程(平成17年規程第17号)第10条第1項に定める出納責任者は、寄附者から第10条ただし書きの規定により現金以外の寄附金等を受領した場合、すみやかにそれを現金に換えなければならない。ただし、次の各号に該当する場合で、理事長が特に認める場合は、当該各号が規定する期間現金に換えないことができる。

- (1) 預金又は有価証券で満期が到来していない又は償還期間が経過していない場合で且つその到来前に現金に換えた場合は、回収される金額が当該寄附金の評価額を著しく下回る場合
当該寄附の満期が到来するまで又は償還期間が経過するまでの期間
- (2) その他理事長が特に認める場合 理事長が定める期間

一部改正 [平成25年規程第31号]

第3章 雑則

(寄附の移し換え)

第12条 役職員は、他の大学等へ転出し、引き続き寄附の目的を達成するため当該寄附を移し換えようとする場合は、寄附移換申請書(様式第4号)により理事長に申請するものとする。

- 2 理事長は、移し換えの内容が適当と認められ、かつ他の大学等の長の同意が得られた場合に限りこれを承認し、当該役職員に寄附移換承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(他の機関からの譲渡)

第13条 他の大学等を退職し法人に採用された役職員について、当該他の大学等が所有する当該役職員が使用することを目的とする寄附金等、不動産等、物品又は図書(当該金銭により取得された不動産等、物品又は図書を含む。)を、当該役職員が使用する旨の条件を付して法人に無償譲渡した場合、理事長はその条件を使用の目的として寄附があつたものとみなす。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(現金、有価証券以外の寄附金等の出納保管)

第14条 寄附金等のうち、銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会が発行する債券、株式会社が発行する債券及びその他の債権で理事長が特に確実と認めるものの出納及び保管については、会計規則第2条第5号に規定する有価証券の取扱に準じるものとする。

一部改正 [平成25年規程第31号]

(雑則)

第15条 寄附金等、不動産等、物品及び図書の管理については、それぞれ会計規則、不動産等管理規程、物品管理規程及び長崎県公立大学法人図書管理規程（平成17年規程第22号）に定めるところによる。

2 この規程のほか、寄附の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [平成25年規程第31号]

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の前日において受け入れている寄附金に係る残額については、この規程により受け入れたものとみなす。

附 則（平成22年3月16日規程第9号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月6日規程第31号）

この規程は、平成25年12月6日から施行する。

附 則（令和3年12月6日規程第95号）

この規程は、令和3年12月6日から施行する。

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

住所
（法人の場合は所在地）

氏名 印
（法人の場合は法人名及び代表者名）

寄附申込書

下記のとおり寄附します。

- 1 寄附金額又は寄附物品等
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 寄附の名称
- 5 氏名（法人名）及び金額の公表の可否
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合における寄附の用途変更の可否
 - (1) 寄附の目的が達せられた場合
 - (2) 対象役員、教員又は職員が退職した場合
- 7 その他参考となる事項

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

役職員氏名

寄附申込届出書

このことについて、別紙のとおり寄附の申し込みがありましたので、届け出ます。

第 号
年 月 日

寄附者氏名 様

長崎県公立大学法人理事長 印

寄附金のご納入（寄附物品等のお引渡し）について（お願い）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本法人につきまして深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびは、平成 年 月 日付けで寄附のお申し出をいただき、誠にありがとうございます。御厚志をありがたくお受けし、法人の学術研究（教育研究、業務運営）のために役立たせてまいります。

つきましては、下記方法により寄附金のご納入（物品のお引渡し）をいただきたく、お手数ですがよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金又は寄附物品等
- 2 納入又は引渡方法
- 3 その他

年 月 日

長崎県公立大学法人理事長 様

役職員氏名

寄附移換申請書

このことについて、下記のとおり寄附の移し換えをしたいので、承認方よろしくお願ひします。

記

- 1 移し換えしようとする寄附の名称
- 2 移し換え先機関名
- 3 移し換え金額、物品名等
- 4 移し換えをする理由

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

役職員氏名 様

長崎県公立大学法人理事長 印

寄附移換承認通知書

平成 年 月 日付けで申請があった寄附の移し換えについては、これを承認します。

一部改正 [平成25年規程第31号]